

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年三月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第五十一号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第八十八号を第八十九号とし、第三十三号から第八十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

- 三十三（SP—四—）—（R—R—）—シクロヘキサ—ニ—ジ—アミン—N—N—エタンジオアト（—）—O—
- 〇—白金（別名オキサリプラチン）及びその製剤

附則 この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年三月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第五十二号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第六十七号を第六十九号とし、第十一号から第六十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 十二—三—「二—（ジイソプロピルアミノ）エチル—」五—メトキシインドール及びその塩類

第一条第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

- 四—三—（二—アミノプロピル）インドール及びその塩類

附則 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年三月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第五十三号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万から十三万まで」を「五万から八万まで」に改める。

附則

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

自衛隊員倫理規程の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年三月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第五十四号

自衛隊員倫理規程の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）第五条第一項、第六条第一項及び第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊員倫理規程（平成十二年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中（本庁幹部自衛隊員については、前項の規定により従事しているものとみなされた事務に係る利害関係者を除く。）を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三条第一項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項に次の一号を加える。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

第三条第二項第六号中「受け、又は利害関係者と共に飲食をする」を「受け」に改め、同項第七号中「受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をする」を「受け」に改め、同項第八号を削り、同条第三項中「自衛隊員」の下に（同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）を加える。

第四条第一項中「同項各号」の下に（第九号を除く。）を加え、同条第二項中「倫理監督官」の下に（法第二十四条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。）を加え、同条第三項中「自衛隊員が」を「第一項の「自衛隊員としての身分」には、自衛隊員が」に改め、第一項の規定の適用については、同項中「自衛隊員としての身分」とあるのは「自衛隊員又は（自衛隊法第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等をいう。）を削

り、」とする」を「を含むものとする」に改め、同条第四項を削る。

第五条第一項中「通常一般の社交の」を「社会通念上相当と認められる」に改める。

第十三条第一項第一号中「第七号」を「第十号」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条第二号中「贈与等報告書」の下に「法第七条第一項に規定する」を加え、同条第三号中「訓令を含む。以下同じ。」を削り、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「規定する贈与等報告書」の下に（法第六条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。）を加え、同条を第十三条とする。

第十条を第十二条とし、第九条を削る。

第八条第一項第二号中「であつて自衛隊員が行うものであることを明らかにして行うもの」を削り、同条を第十一条とする。

第七条を第十条とし、第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第六条 自衛隊員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編纂に対する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用をもつて作成される書籍等（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が直接支出する費用をもつて作成されるものを含む。）

二 防衛庁本庁若しくは防衛施設庁又は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる書籍等であつて、防衛庁本庁及び防衛施設庁並びに独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になるもの